

特定非営利活動法人 NPO 狩留家

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 NPO 狩留家（以下「法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 この法人の役員は、無給とする。

(適用除外)

第4条 職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第5条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は令和2年4月1日から施行する。